

和歌山県支部

障害者授産施設及び作業所の実態と今後の方向に関する調査研究

平成 18 年 4 月 1 日、障害者自立支援法が制定され、10 月 1 日から全面施行されている。

この法律の趣旨は、ノーマライゼーションという考え方が根本にあり、障害者が健常者と同じように暮らせる社会を目指し、究極の目的は障害者の自立である。

しかし、和歌山県下のこれらの施設を利用する障害者の平均月間工賃は 1 万円以下で、障害者年金が支給されているというものの、自立とはほど遠いものである。

これらの施設は、4 年以内に障害者自立支援法に基づいた事業所に移行しなければならないが、なぜこのように工賃が安いのかの原因を大雑把に考えると、福祉施設側が、過去の福祉政策の上に胡坐をかいていたせい、生産管理、営業管理、労務管理等の経営管理に関する意識、能力が低いということと、工賃に関するインセンティブに乏しいということである。

そのために、障害者自立支援法を研究し、施設の実態を調査して、課題を抽出し、今後のあるべき方向性を見出すとともに、より多くの施設が工賃アップを実現できるような方向に持っていきたいと考えて、調査・研究に取り組んだ。

報告書の内容は、「障害者自立支援法の研究」「福祉施設の体系」「和歌山県下の障害者福祉施設」「和歌山県の授産施設等の実態」「福祉施設ヒアリング結果」「問題点」「今後のあるべき姿」で構成されている。

問題点は、障害者自立支援法そのものの問題点と、県下の福祉施設に内在する問題点の両面から抽出した。

これまでの福祉施設は、行政による保護の下での活動で、受け入れている障害者の人数に応じて、施設に入る補助金の額が決まっていた。また、一般企業の人件費（施設の職員も）は固定費であるが、授産施設の工賃は「いくら儲けたからいくら払う」という変動費である。制度に「守られてきた」側面があり、「働く」という観点に乏しかったと思われる。そのようななかで長年施設が運営されてきたから、悪い意味での競争もなければ、いい意味での競争もなかった。しかし、障害者自立支援法ができて、働きたい人や働ける人には働く場所をつくろう、という流れになり、環境は変化してきている。

彼らには潜在能力がある。この能力を何とか伸ばして自立できるようにしてあげることができないものであろうか。

私たちは過去の経験を生かして、これらの問題点の解決のために、福祉施設に企業経営的な手法を取り入れて、障害を持った人々が地域でのノーマライゼーションを創出するための住居の問題、生活支援（相談・援助）のサービスの提供システムとともに、日中活動の場としての授産施設や、就労支援の場、さらに経済的自立を支援し続けていきたいという言葉で結んでいる。